(五)　令和四年四月一日から令和七年三月三一日までの間に特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を貯留機能保全区域として指定された日から三年度間はその価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした。（附則第一五条関係）

(六)　農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者に限る。）の利用に供する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象を農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（同法の規定による公告があった地域計画において地図に表示された農用地等に係る農業を担う者に限る。）の利用に供する一定の機械装置等とした上、その対象資産の取得期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(七)　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象を平成二六年四月一日以前から所在する住宅とした上、その対象資産の改修期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(八)　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、対象を平成二六年四月一日以前から所在する住宅とした上、その対象資産の改修期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九の二関係）

(九)　次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を令和五年度までに新たに固定資産税が課されるものとすることとした。（附則第一五条関係）

(2)　沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和五年度まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(3)　鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(4)　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(5)　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(6)　鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(7)　一般送配電事業者等が占用の禁止若しくは制限の指定が行われた道路又は緊急輸送道路の地下に埋設するために新設したケーブル等設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(8)　農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し、その存続期間が一〇年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その取得期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(9)　福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備した一定の特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その整備期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(10)　都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その整備期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(11)　電波法に規定する無線局（地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であって地域社会の諸課題の解決に寄与する一定のものに限る。）の免許を受けた者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その取得期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(12)　北海道旅客鉄道株式会社等が所有し、又は借り受けている一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長することとした。（附則第一五条の二関係）

(13)　北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長することとした。（附則第一五条の三関係）

(14)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の七関係）

(15)　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税の減額措置について、その取得期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

(16)　耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(17)　高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(18)　耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九の二関係）

(19)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、同法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の一一関係）